

差別のない明るい社会をつくろう

7月は同和問題啓発強調月間

私たちは、誰もが人間らしく生きる権利を持つています。

しかし、就職や結婚のときなどに、本人の能力や適性とは関係ない「生まれ」を問題にすることは、幸せに生きる権利を奪う差別であり、重大な人権侵害です。差別を生み出すのは誤った知識や情報です。

コミュニティ別人権・同和問題研修会

●期日と会場（どの会場でも参加可）

- ◇7月4日(火) 東コミュニティセンター
- ◇ 6日(木) 北コミュニティセンター
- ◇ 11日(火) 中央コミュニティセンター
- ◇ 13日(木) 南コミュニティセンター

●時間 午後7時～8時15分(受付 午後6時半～)

●テーマ インターネットと差別

●内容 ◇市職員による現状・課題などの説明◇講話 (講師:福岡教育事務所職員)

●託児 無料 (各期日の1週間前までに要予約)

動画配信

研修会の模様を動画配信します。
詳しくは市ホームページを確認してください。

●配信期間 7月19日(水)～31日(月)

※動画の視聴を希望する人で、インターネット環境がない場合は、相談してください。



ビデオ・DVD無料貸出

人権問題について、アニメや映画など子どもにも分かりやすい内容のビデオやDVDを市民の団体に無料で貸し出します。

●貸出場所 まどかぴあ総合案内



研修講師の派遣 (福岡県)

地域や企業で人権問題の研修をするときに講師を紹介します。講師料と交通費はかかりません。

社会を明るくする運動 強調月間・再犯防止啓発月間

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、国民が理解しそれぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会をつくろうとする、全国的な運動です。

7月は、その強調月間として、全国一斉に青少年の健全育成および非行防止について、地域で更生保護に取り組む保護司を中心に、啓発などの運動を開催します。

罪を犯した人や非行に陥った少年の更生は、本人の意欲はもちろん、その人を取り巻く地域社会の理解と協力が必要です。

新たな犯罪や非行を防止するため、共に支えあい、夢や希望を持つて暮らすことができる明るい社会をつくりましょう。



全国人権擁護委員連合会長表彰
前川由美子委員

福岡法務局長表彰
吉本光男委員

●申し込みと問い合わせ先

人権男女共同参画課

☎ (580) 1840

FAX (574) 20053

✉ jinken@city.onojo.fukuoka.jp

本市の人権擁護委員が表彰されました

人権擁護委員は、地域の皆さん
が人権について関心を持ってもら
えるような啓発や、差別・いじめ・
虐待などに関する人権相談・人権
救済に取り組むなど、地域に密着
した活動を行っています。

5月26日(金)に開かれた福岡県人
権擁護委員連合会総会において、
本市の人権擁護委員が多年にわた
る人権擁護活動の功績により表彰
されました。